

令和4年度

第1回五泉市国民健康保険運営協議会

参考資料

	頁
1. 五泉市国民健康保険税条例等の一部改正に伴う新旧対照表	1
2. 国民健康保険税の収納状況	4
3. 療養諸費及び高額療養費の推移	5
4. 被保険者数の推移	6
5. 平均被保険者数と一人当たり療養諸費等の推移	7
6. 疾病中分類（118項目）別の件数、費用額の上位5疾病	8
7. 決算状況調べ	10



五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条・第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条～第14条の6及び第14条の7 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる</p>	<p>第1条・第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条～第14条の6及び第14条の7 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる</p>

額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第15条の2～第21条 (略)

附 則

1～4 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第1条第5項第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

6～17 (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)

18 令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険税（資格を取得した日から14日以内に国民

額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第15条の2～第21条 (略)

附 則

1～4 (略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第1条第5項第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

6～17 (略)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免)

18 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている保険税（資格を取得した日から14日以内に国民

健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であつて、当該届出が資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第17条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)・(2) (略)

19 (略)

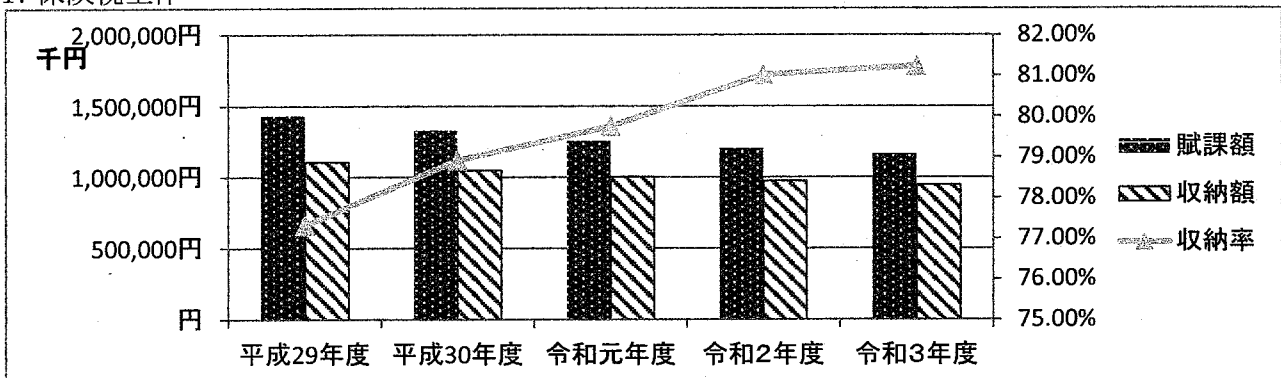
健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条の規定による届出が行われなかつたため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険税であつて、当該届出が資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する世帯は、第17条第1項に規定する保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1)・(2) (略)

19 (略)

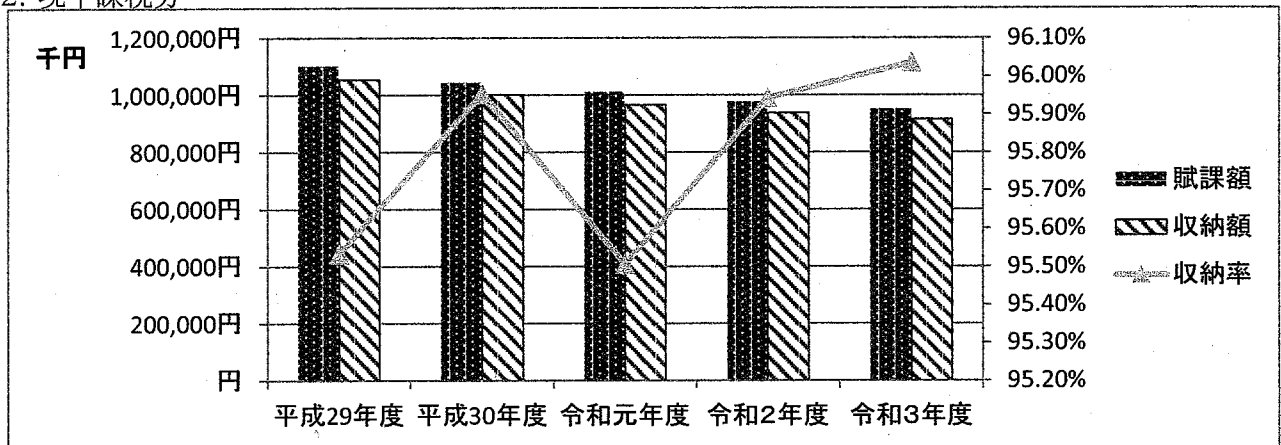
国民健康保険税の収納状況

1. 保険税全体



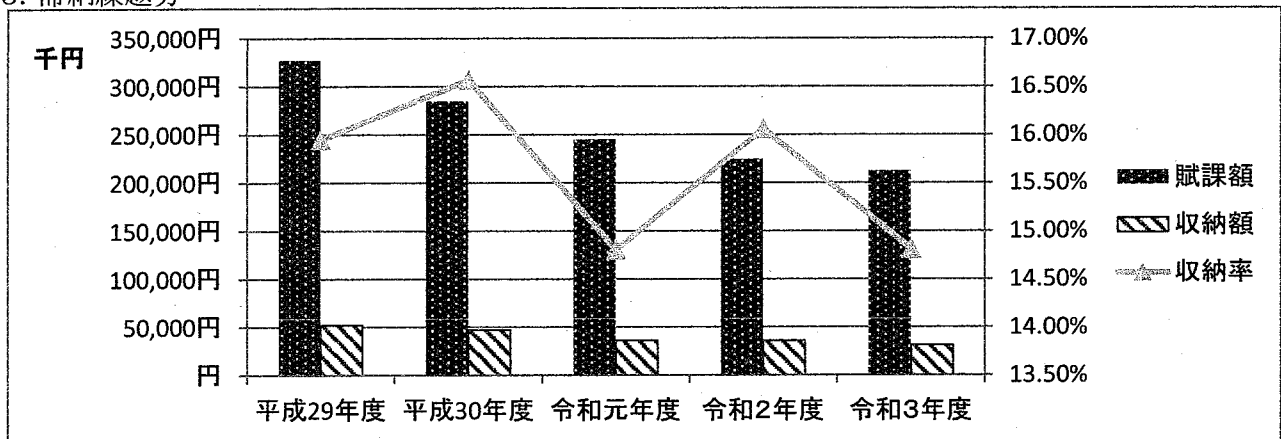
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
賦課額	1,429,639,129円	1,328,540,685円	1,256,116,609円	1,201,256,612円	1,164,650,300円
収納額	1,105,333,300円	1,048,466,717円	1,001,756,272円	973,257,526円	946,046,432円
収納率	77.32%	78.92%	79.75%	81.02%	81.23%

2. 現年課税分



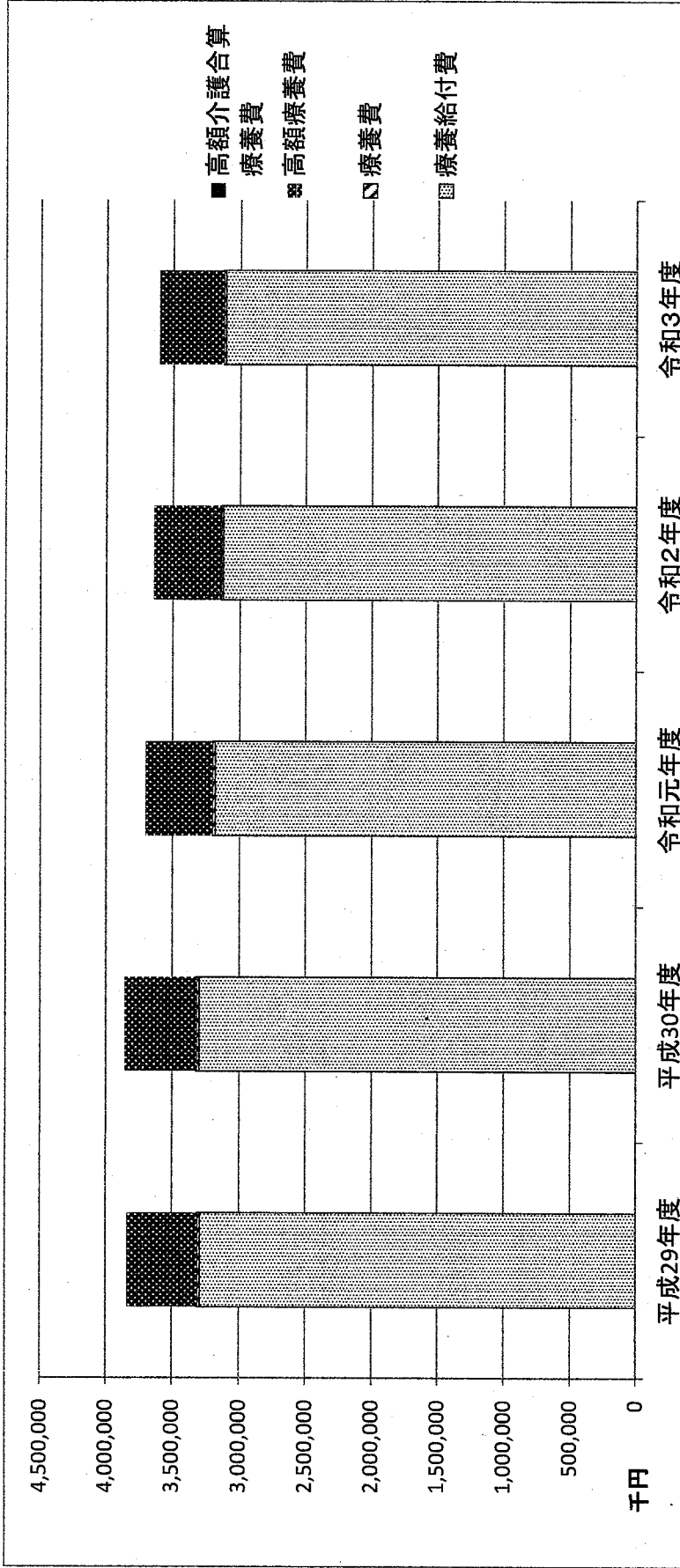
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
賦課額	1,102,397,000円	1,043,456,800円	1,010,890,800円	976,848,000円	952,354,400円
収納額	1,053,145,261円	1,001,233,922円	965,460,084円	937,215,624円	914,600,292円
収納率	95.53%	95.95%	95.51%	95.94%	96.04%

3. 滞納繰越分



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
賦課額	327,242,129円	285,083,885円	245,225,809円	224,408,612円	212,295,900円
収納額	52,188,039円	47,232,795円	36,296,188円	36,041,902円	31,446,140円
収納率	15.95%	16.57%	14.80%	16.06%	14.81%

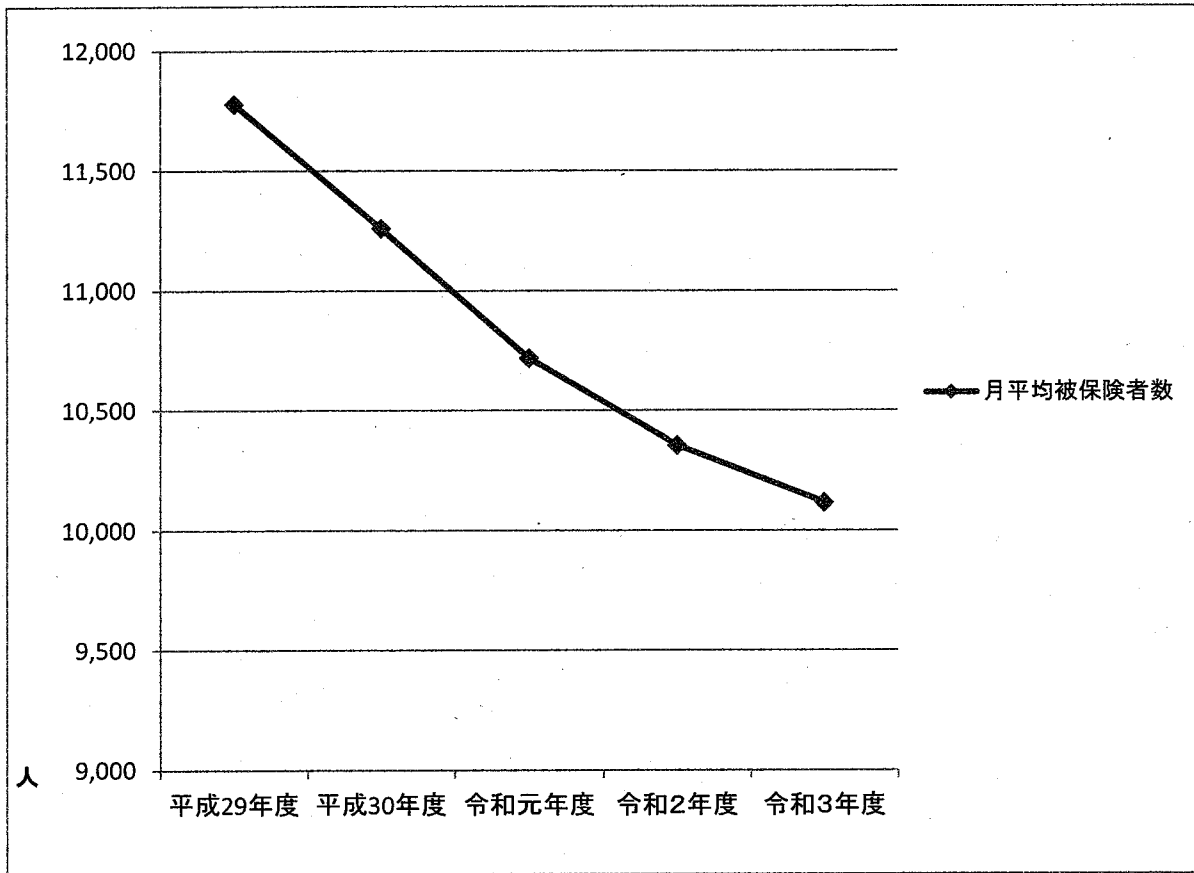
療養諸費及び高額療養費の推移



単位:円【決算書より】

項目 年度	療養給付費		療養費		高額療養費		高額介護合算療養費		合計	
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比	
平成29年度	99.9%	3,289,857,766	85.9%	19,891,635	106.1%	527,435,725	106.1%	241,346	154.6%	3,837,426,472
平成30年度	100.3%	3,298,703,959	107.9%	21,456,882	101.3%	534,431,942	101.3%	133,099	55.1%	3,854,725,882
令和元年度	96.5%	3,181,821,718	96.8%	20,765,182	93.0%	496,794,111	93.0%	694,282	521.6%	3,700,075,293
令和2年度	98.2%	3,123,526,596	76.0%	15,784,181	100.9%	501,119,144	100.9%	355,725	51.2%	3,640,785,646
令和3年度	99.5%	3,108,835,550	107.6%	16,991,112	95.3%	477,801,708	95.3%	334,416	94.0%	3,603,962,786

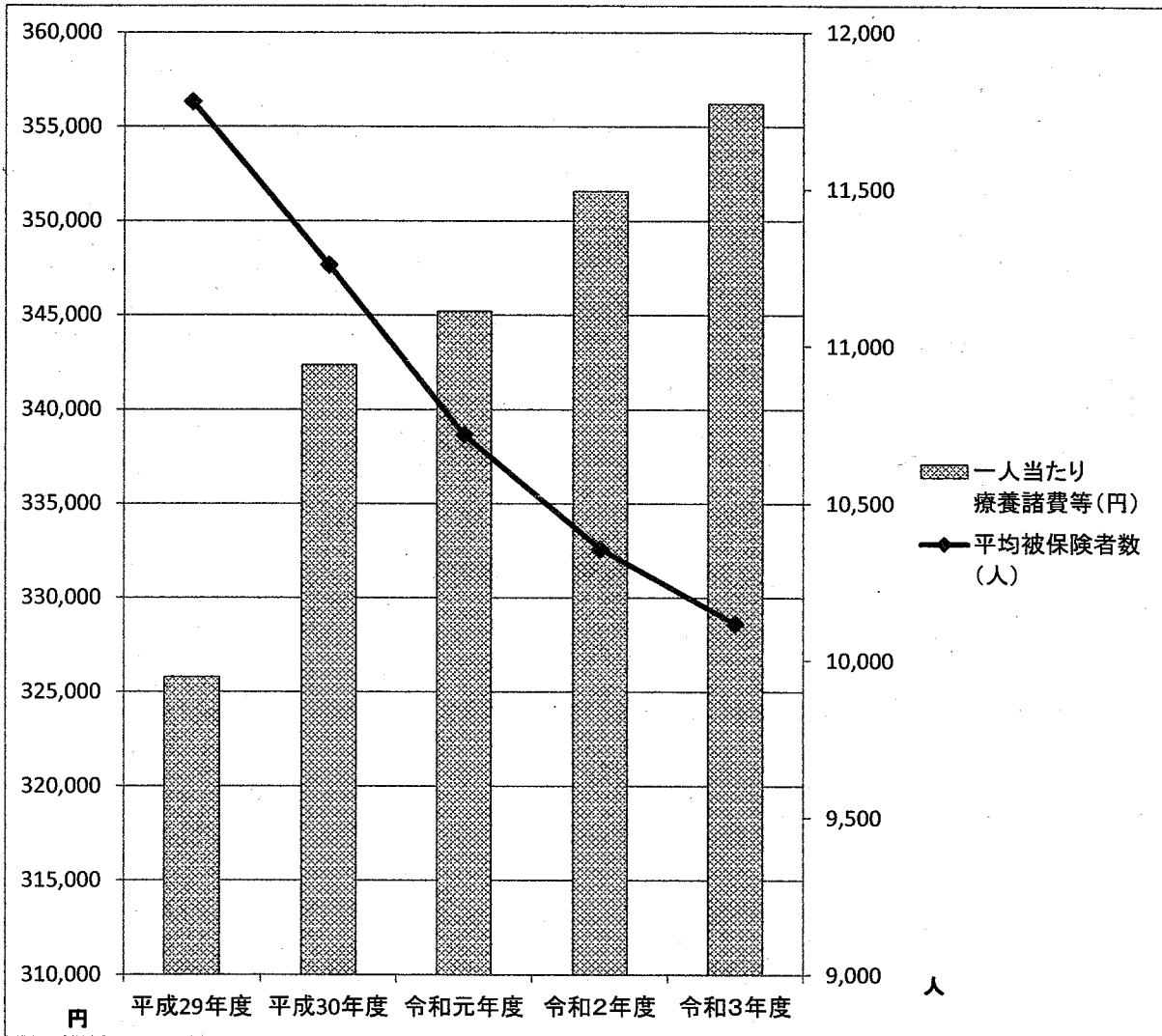
被保険者数の推移



単位:人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3月	11,997	11,487	10,910	10,413	10,161
4月	12,010	11,583	10,968	10,521	10,258
5月	11,907	11,416	10,892	10,498	10,215
6月	11,879	11,339	10,827	10,449	10,191
7月	11,811	11,357	10,768	10,403	10,158
8月	11,792	11,263	10,717	10,363	10,123
9月	11,709	11,234	10,676	10,328	10,082
10月	11,674	11,153	10,638	10,286	10,069
11月	11,635	11,111	10,600	10,242	10,026
12月	11,676	11,096	10,602	10,262	10,054
1月	11,668	11,088	10,561	10,265	10,049
2月	11,584	10,980	10,468	10,248	10,019
年間被保険者数	141,342	135,107	128,627	124,278	121,405
月平均被保険者数	11,779	11,259	10,719	10,356	10,117
前年度比 (月平均被保険者数)	94.9%	95.6%	95.2%	96.6%	97.7%

平均被保険者数と一人当たり療養諸費等の推移



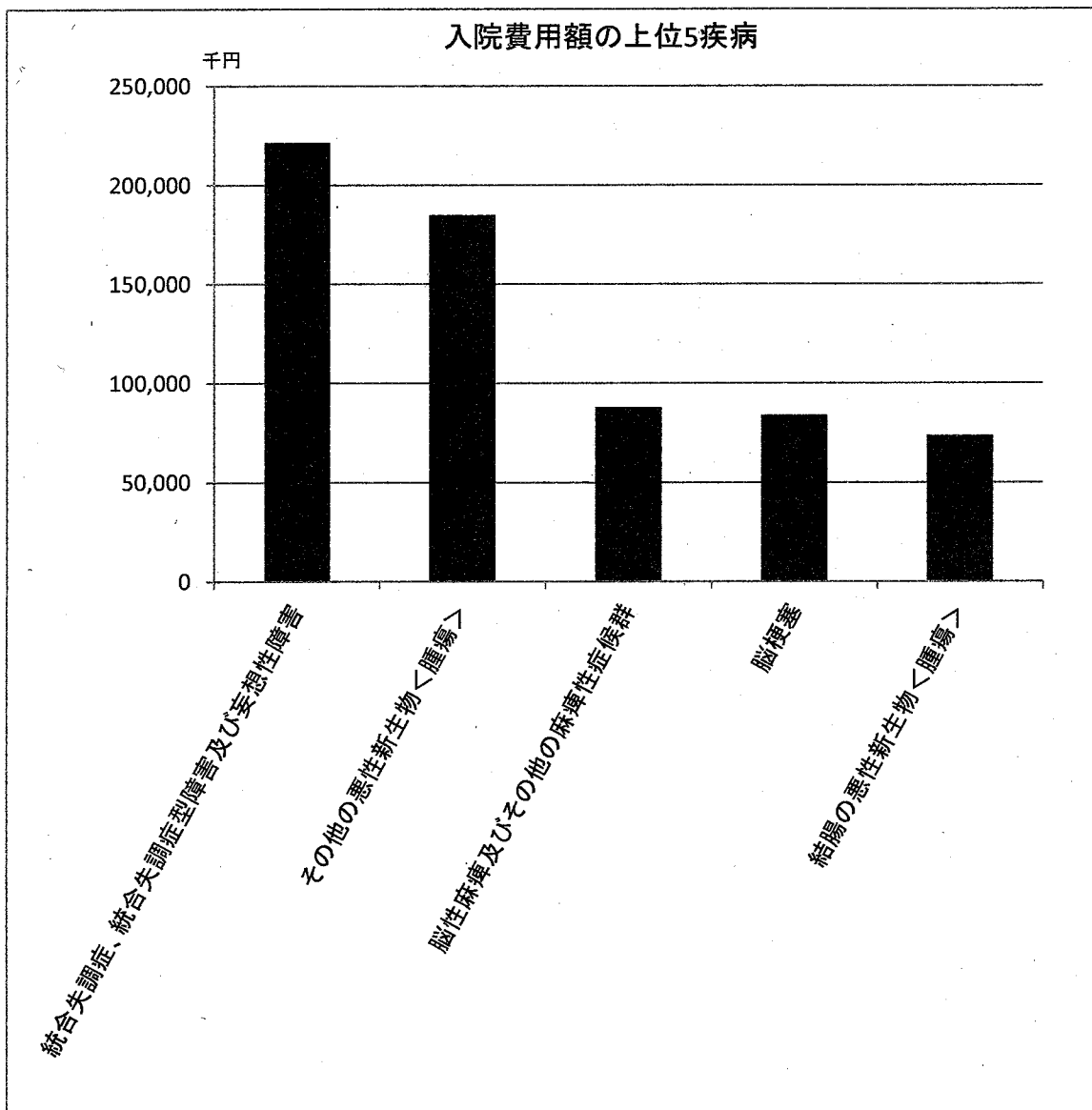
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
療養諸費等(円)	3,837,426,472	3,854,725,882	3,700,075,293	3,640,785,646	3,603,962,786
平均被保険者数(人)	11,779	11,259	10,719	10,356	10,117
一人当たり療養諸費等(円)	325,785	342,368	345,188	351,563	356,228
対前年度比(一人当たり療養諸費等)	106.0%	105.1%	100.8%	101.8%	101.3%

疾病中分類（118項目）別の件数、費用額の上位5疾病

1. 入院の件数、費用額の上位5疾病とその割合

件 数			
順位	疾病分類項目	件数	割合
1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	520	16.8%
2	その他の悪性新生物<腫瘍>	275	8.9%
3	気分(感情)障害(躁うつ病を含む)	144	4.7%
4	結腸の悪性新生物<腫瘍>	119	3.8%
5	その他の消化器系の疾患	113	3.7%

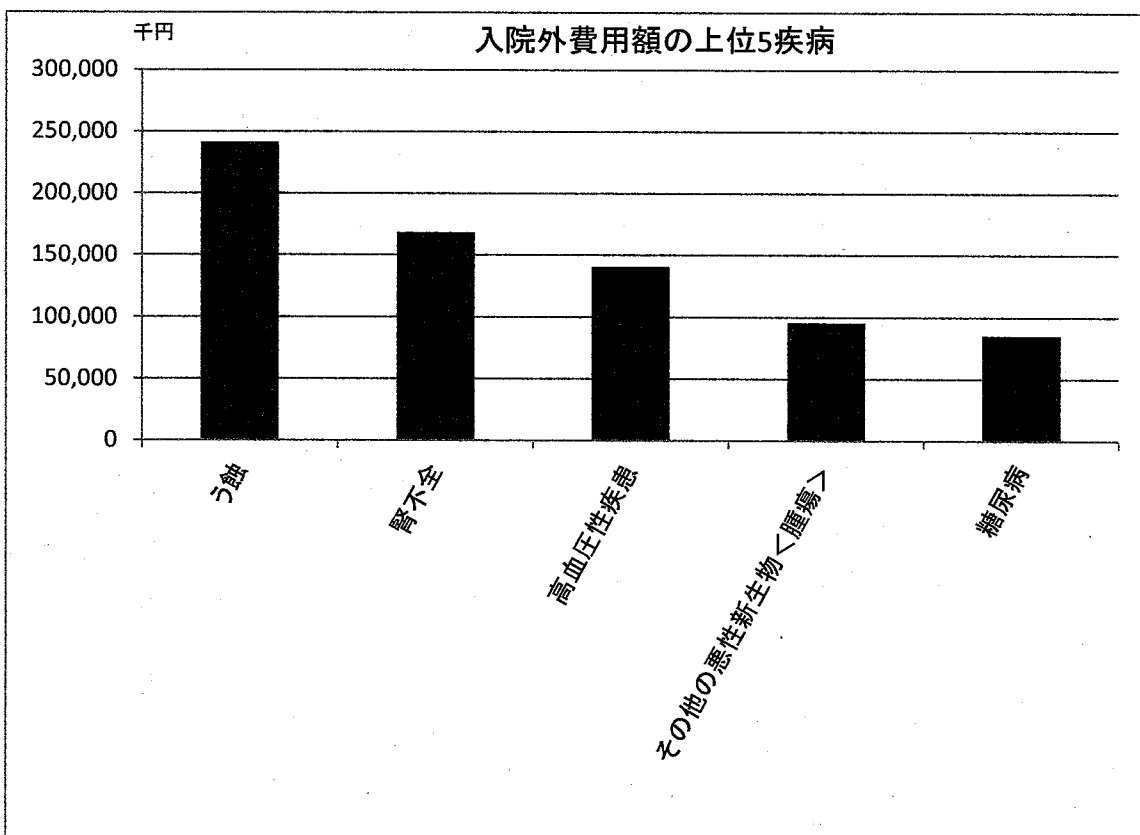
費用額			
順位	疾病分類項目	費用額(円)	割合
1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	221,554,328	12.2%
2	その他の悪性新生物<腫瘍>	184,951,736	10.2%
3	脳性麻痺及びその他の麻痺性症候群	87,927,690	4.8%
4	脳梗塞	84,013,962	4.6%
5	結腸の悪性新生物<腫瘍>	73,788,848	4.1%



2. 入院外の件数、費用額の上位5疾病とその割合

件数			
順位	疾病分類項目	件数	割合
1	高血圧性疾患	18,171	16.1%
2	う蝕	15,524	13.7%
3	脂質異常症	5,897	5.2%
4	糖尿病	5,008	4.4%
5	歯肉炎及び歯周疾患	4,873	4.3%

費用額			
順位	疾病分類項目	費用額(円)	割合
1	う蝕	241,219,390	15.1%
2	腎不全	168,261,660	10.5%
3	高血圧性疾患	140,589,760	8.8%
4	その他の悪性新生物<腫瘍>	95,517,560	6.0%
5	糖尿病	85,248,710	5.3%



決算状況調べ

	税率改定				税率改定				税率改定				令和3年度
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
歳入・歳出当初予算額	5,520,419,000	5,702,652,000	5,826,663,000	6,205,213,000	6,215,232,000	6,770,632,000	6,617,124,000	6,474,841,000	5,246,855,000	5,454,270,000	5,619,985,000	5,228,776,000	
歳入決算額	5,667,819,641	5,689,509,985	5,897,299,586	5,932,173,791	5,881,515,729	6,334,174,377	6,290,623,858	6,320,878,097	5,646,283,555	5,623,418,949	5,307,326,138	5,192,454,339	
歳出決算額	5,625,998,426	5,769,432,854	5,897,299,080	5,832,166,608	5,880,516,097	6,334,173,495	6,290,623,821	6,164,987,125	5,294,037,120	5,504,547,534	5,232,713,489	5,135,505,083	
繰越明許	0	0	0	0	999,000	0	0	0	0	0	0	0	

繰越金	41,821,215	0	506	100,007,183	632	882	37	155,890,972	352,246,435	118,871,415	74,612,649	56,949,256
-----	------------	---	-----	-------------	-----	-----	----	-------------	-------------	-------------	------------	------------

翌年度歳入繰上充用金	0	7,922,869	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法定外繰入金	0	0	105,295,000	0	33,263,000	17,574,000	16,251,000	0	0	0	0	0

基金状況調べ

基金積立金繰入金	156,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立額	91,250	156	130	130	130	130	60	51	51	30,002,537	260,005,133	317,008,500
年度末基金保有額	522,052	522,208	522,338	522,468	522,598	522,728	522,788	522,839	522,890	30,525,427	290,530,560	607,539,060

※基金保有額については、3月31日現在で集計しております。